

宮城労働局長登録教習機関

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

(登録番号 第5-330号 登録有効期限 令和11年3月30日)

車両系建設機械(解体用)運転技能講習開催について (ご案内)

労働安全衛生法第61条第1項により機体重量3t以上の車両系建設機械(解体用)の運転業務は、都道府県労働局長の登録を受けた機関の行う技能講習を修了したものでなければ運転できないことになっております。

当支部では、宮城労働局長の登録教習機関として、上記の技能講習を開催しております。

なお、この講習は、「平成25年7月の法令改正による新たな解体用機械(鉄骨切断機、コンクリート圧機、解体用つかみ機)」及びブレーカの運転に対応しています。

つきましては、下記要領により開催いたしますので、関係従業員の受講方についてご配慮くださるようご案内申し上げます。

記

1. 受講資格 (受講対象者) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者
(受講申込書へ修了証のコピーを添付していただくと共に受講日当日修了証原本を受付でご提示ください。)

2. 開催日時 学科: 令和7年8月26日 8:25~12:20
(8:25よりオリエンテーションを行います)
実技: 同日(令和7年8月26日) 14:00~

3. 開催場所 学科: 仙台市青葉区落合4-2-5
中小企業大学校 仙台校 セミナー教室

実技: 仙台市青葉区芋沢字下野下38-1(株)セルコ仙台営業所構内
建災防宮城県支部実技センター

4. 受講料

建災防宮城県支部 会 員	18,400円(テキスト代、消費税含)
建災防宮城県支部 会 員 外	19,400円(テキスト代、消費税含)

※ 建災防宮城県支部会員は、テキスト代を1,000円助成しております。

5. 申込方法 当支部ホームページ「講習予約サイト」よりご予約後、登録したメールアドレスへ「予約受付メール」が送られますので、「予約受付メール」に記載された方法によりお申込み下さい。

受付後の取り消しについては、受講料の返却はいたしませんのでご了承下さい。

6. 申 込 場 所

〒980-0824

仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館 5階

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

TEL 022-224-1797

7. 講 習 内 容

《学 科》

- ・作業に関する知識・・・・・・・・・・2時間
- ・一般的事項に関する知識・・・・・・・・30分
- ・関係法令・・・・・・・・・・30分

《実 技》

- ・作業のための操作・・・・・・・・・・2時間

※ 学科、実技とも修了試験があります。

8. そ の 他

- 1) 受講申込書にご記入いただいた事項及び添付書類にある個人情報、本講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 2) 本講習については、人材開発支援成助成金の適用があります。
助成金の申請際には、講習案内書、受講申込書のコピーが必要になります。

※ 助成金についての詳細は、宮城労働局 助成金コーナー(TEL 022-299-8063)へお問い合わせください。